

広島市子ども・子育て支援事業計画（素案）

概 要

計画の構成

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 計画の内容
- 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 5 計画の推進

参考 1 子どもと子育て家庭を取り巻く現況

参考 2 主な事業一覧

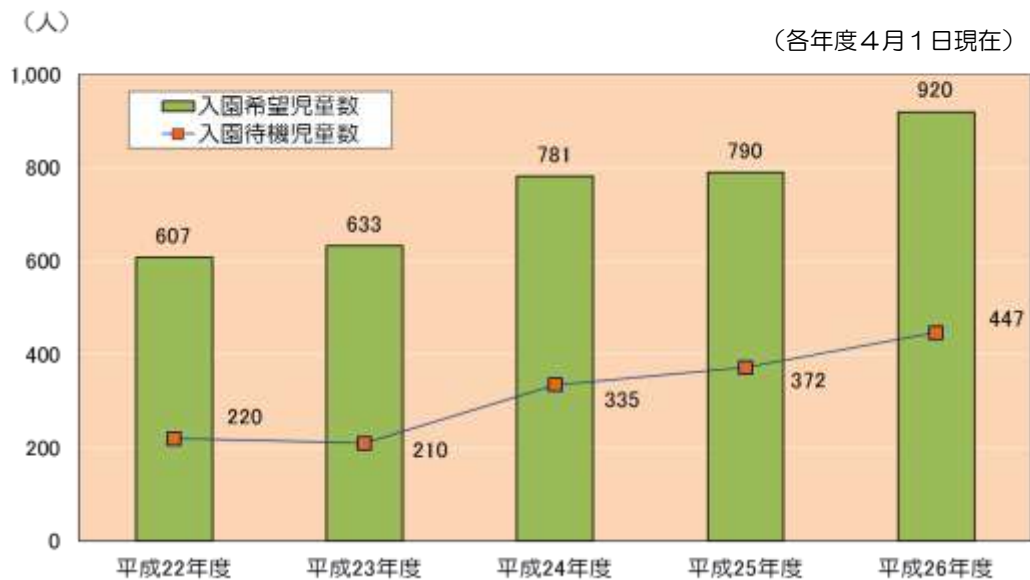
1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

- 広島市では、平成22年度に策定した「広島市子ども施策総合計画」に基づき、妊婦乳児健康診査事業、児童虐待防止対策など子どもたちが健やかに育つための環境づくりや、保育園の整備、地域オープンスペースの設置など子育て家庭を支える環境づくりなどを進めてきました。
- 核家族化、地域のつながりの希薄化や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を巡る環境が変化する中で、子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待や保育需要の増大に伴う待機児童の問題などが顕在化しています。

また、我が国の合計特殊出生率は、平成17年度以降は上昇傾向にあるものの、人口が安定的に維持できる水準を大きく下回っている状況に変わりはなく、未婚化、晩婚化が進行する中で、現状のまま推移すれば、今後長期的に人口が減少することが予測されています。

◆保育園入園希望児童数、入園待機児童数



◆合計特殊出生率

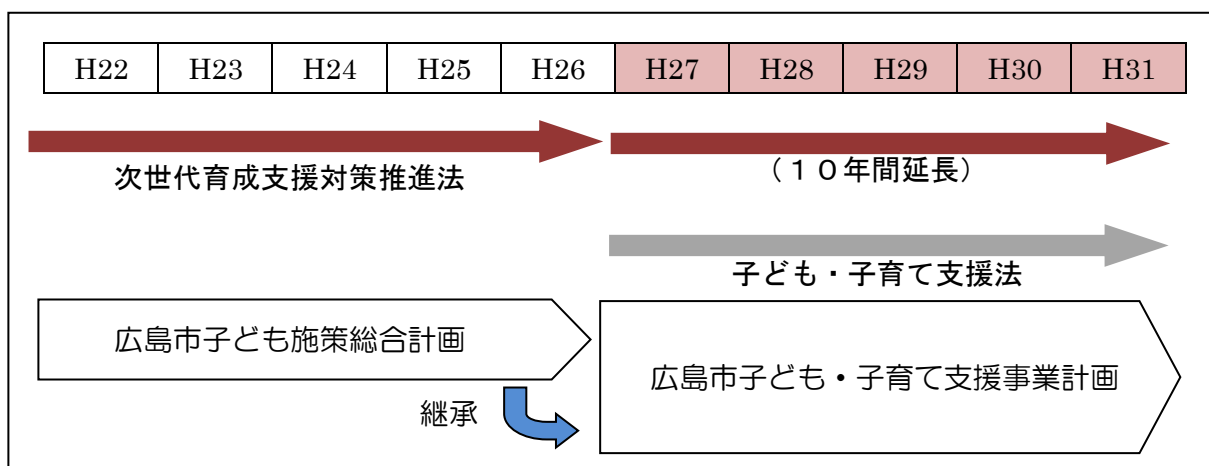
区分	平成17年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合計特殊出生率(全国)%	1.26	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
合計特殊出生率(広島市)%	1.26	1.38	1.42	1.46	1.48	1.48	1.50
出生数(広島市)人	10,919	11,315	11,435	11,478	11,485	11,262	11,153

合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの

- 平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されます。市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て家庭の状況及び需要について調査・把握した上で、教育・保育（※）の量の見込みと確保方策等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

※「教育・保育」

この場合の「教育」とは、満3歳以上小学校就学前の子どもに対して教育基本法に定める学校において行われる教育を、「保育」とは、養護及び教育(前述の「教育」を除く。)をいう。



- 人が住み続けたいくなる、また、誰もが安全や豊かさを享受し、地域に愛着と誇りを持って、生きることの素晴らしさを実感できる広島にしていくためには、未来を担う子どもの育成が重要です。

そのため新たな計画に基づき、すべての子どもや子育て家庭を対象として、切れ目のない支援、多様で良質な子ども・子育て支援、地域コミュニティの中での子育てなどを重点として、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

(2) 計画の位置付け

第5次広島市基本計画の部門計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画など

(3) 計画の対象

すべての子ども（概ね18歳未満）及び子どもを育て又は育てようとする家庭、地域住民及び団体、事業者、行政など市内のすべての個人及び団体

(4) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

2 計画の基本的な考え方

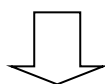
(1) 基本理念（本市の目指すべき姿）

子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばし、自立性・社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できる「まち」の実現

(2) 基本的視点

計画の策定に当たっては、現行の「広島市子ども施策総合計画」の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の5つを基本的視点とします。

1. 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す	子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう支援するとともに、それぞれの子どもの主体性、能動性を大切にし、自分の持っている力を十分に発揮できる環境づくりに取り組みます。
2. すべての子どもと子育て家庭を対象とする	一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するため、共働き家庭の子どもや片働き家庭の子ども、障害や疾病のある子ども、虐待等により社会的支援の必要性が高い子どもなど、すべての子どもと子育て家庭を対象とします。
3. 家庭の子育て力を高め、親の成長を支援する	子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることにより、実際の子育て経験を通じて親として成長できるよう、さらには子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に取り組みます。
4. 地域社会全体で子ども・子育て支援を推進する	家庭を中心に学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が協働しそれぞれの役割を果たすための仕組みづくりに取り組みます。
5. 子ども・子育て支援の量と質の両面を充実する	幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。 また、子どもが健やかに成長できるよう、出産前から乳幼児期、就学後まで切れ目のない支援に取り組みます。



(3) 基本目標

基本理念を実現するために、計画の基本的視点を踏まえ、次の4つを基本目標に掲げ、総合的に施策を展開します。

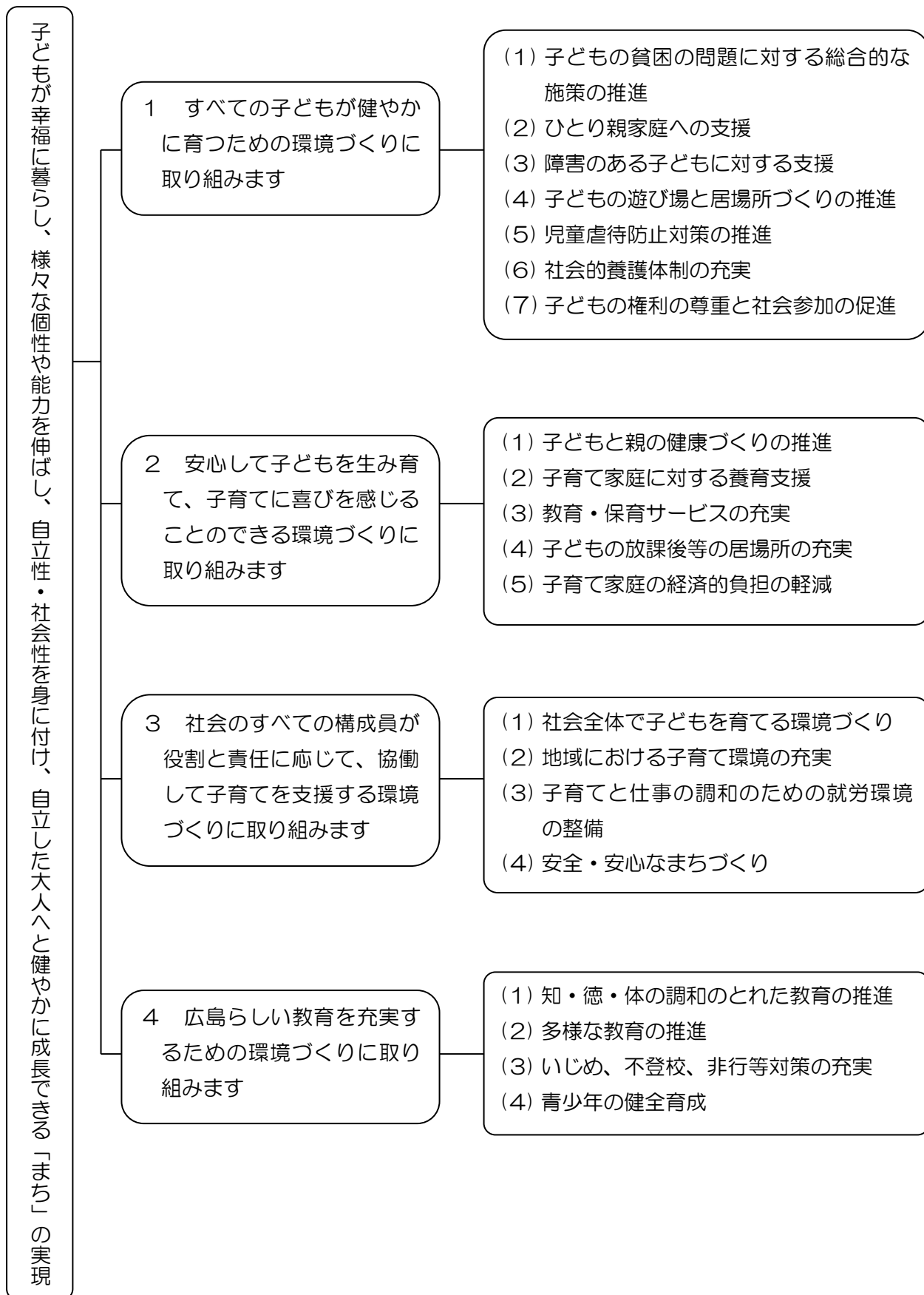
<p>基本目標 1</p> <p>すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます</p>	<p>基本目標 3</p> <p>社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます</p>
<p>基本目標 2</p> <p>安心して子どもを生き育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくりに取り組みます</p>	<p>基本目標 4</p> <p>広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます</p>

(4) 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【重点施策】



(5) 施策推進に当たってのポイント

すべての子どもや子育て家庭を対象として、切れ目のない支援、多様で良質な子ども・子育て支援、地域コミュニティの中での子育てなどに力点を置いて推進します。

① 切れ目のない支援

ア 妊娠・出産期からの支援

少子化や核家族化の進展等に伴い、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、子育ての不安や負担、孤立感を和らげることが、子どもの健やかな育ちを実現するために、さらに、少子化対策や児童虐待の予防としても重要です。

イ 乳幼児期から就学後までの支援

子育て家庭の保育ニーズの増大に伴い、子どもの就学後も仕事と子育ての両立支援を図るため、放課後対策等の充実に取り組む必要があります。

<主な施策・事業>

- ・産前・産後包括支援事業
- ・子育てに関する相談支援体制の充実
- ・放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の充実

② 多様で良質な子ども・子育て支援

共働き家庭を含め、女性の社会参加が増加し続けている中で、多様な社会参加と安心した子育てが両立できるような環境づくりが求められています。

幼児期の教育・保育について、その質を向上させるために、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を講じるとともに、待機児童を生じることなく、子どもや家庭の状況に応じた子育てができるように様々な対策を充実していくことが重要です。

<主な施策・事業>

- ・教育・保育の質の向上
- ・多様な教育・保育サービスの提供
- ・保育園入園待機児童の解消

③ 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

貧困、障害、虐待などにより社会的な支援の必要性が高い子どもが増加傾向にあります。

一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するには、こうした子どもとその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かい支援が重要です。

<主な施策・事業>

- ・ 貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労の支援の充実
- ・ 障害のある子どもへの地域等における生活支援の充実
- ・ 虐待の予防と早期発見・早期対応
- ・ 施設・里親等による養育支援の充実

④ 地域コミュニティの中で子どもを育む

子育ての第一義的責任は家庭にあります。子どもは、地域の人々と関わる中で様々な体験をしながら成長するものです。

子育て家庭が、地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりなど、地域コミュニティにおける「子育て力」を高めていくことが重要です。

<主な施策・事業>

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 地域のオープンスペースへの支援の充実

⑤ 「心身ともにたくましく、思いやりのある人」を育む

これからの国際平和文化都市広島を担い、国際社会に生きるという観点から、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力をバランスよく兼ね備えた「心身ともにたくましく、思いやりのある人」の育成が求められています。

幼児期以降の学校教育においては、その基盤として、思考力、判断力、表現力など、社会を生き抜くための基礎・基本をしっかりと身につけることが重要です。

<主な施策・事業>

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」の推進
- ・ 平和教育・学習の推進

3 計画の内容（重点施策と主な施策展開）

1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます
(1) 子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進
<p>① 貧困の状況にある世帯への教育及び生活の支援の充実 <u>学習支援事業、市営住宅入居抽選時の優遇措置など</u> } 生活保護受給世帯等の生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもが、十分な教育が受けられずに将来に不利益な影響を受けることのないよう、学習支援を行います。</p> <p>② 自立に向けた就労相談・支援の充実 生活困窮者自立相談支援事業、就労支援窓口の全区役所設置によるハローワークとの一体的な支援など</p> <p>③ 各種手当や助成等による経済的支援の充実 児童手当の支給、保育料の軽減・減免など</p>
(2) ひとり親家庭への支援
<p>① ひとり親家庭の自立に向けた生活支援の充実 ひとり親家庭相談支援の充実、ひとり親家庭等日常生活支援事業など</p> <p>② ひとり親に対する就労相談・支援の充実 <u>母子家庭等就業支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業など</u> } ひとり親の個々のニーズや就労経験等に応じたきめ細かな就労相談や、就業支援講習会の対象資格の拡充など、就職に有利となる資格・技能習得に向けた支援の充実を図ります。</p> <p>③ ひとり親家庭に対する各種手当や助成等による経済的支援の充実 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費補助など</p>
(3) 障害のある子どもに対する支援
<p>① こども療育センターにおける支援の充実 こども療育センターの医師等専門スタッフの充実など</p> <p>② 発達障害のある子どもへの支援の充実 発達障害者支援センター事業、発達障害者相談支援従事者研修の実施など</p> <p>③ 障害のある子どもへの地域等における生活支援の充実 <u>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、障害児相談支援事業など</u> } 小児慢性特定疾病にり患している子どもとその家族に対し、相談や情報提供等に加え、保育園や学校等の関係機関との連絡調整や巡回相談などの支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>④ 障害のある子どもに対する保育の充実 障害児保育、発達支援コーディネーターの養成など</p> <p>⑤ 特別支援教育の充実 特別支援教育体制充実事業、特別支援教育アシスタント事業など</p> <p>⑥ 障害のある子どもの社会参加や食育の拡大に向けた取組の推進 特別支援学校高等部における職業教育の充実など</p>
(4) 子どもの遊び場と居場所づくりの推進
<p>① 子どもの遊び環境及び居場所の充実 <u>児童館運営・整備、公園・緑地整備、冒険遊び場事業など</u> } 児童館の整備を推進するとともに、学校施設等を活用し、地域団体の協力を得て、良質で安全な子どもたちの放課後等の居場所づくりに取り組みます。</p> <p>② 地域における体験・交流活動に対する支援の充実 広島市小学校スポーツ交歓大会、三滝少年自然の家主催事業など</p>

<p>(5) 児童虐待防止対策の推進</p> <p>① 虐待の予防と早期発見・早期対応 家庭児童相談室（こども家庭相談コーナーの拡大を含む）運営、児童虐待予防対策事業など 〔子どもに関する相談支援機能を強化するため、身近な相談窓口である区役所こども家庭相談コーナーを全区に拡大します。〕</p> <p>② 虐待を受けた子ども等への支援の充実 児童虐待防止対策事業、児童相談所及びこども療育センターの建替え整備など</p>
<p>(6) 社会的養護体制の充実</p> <p>① 施設・里親等による養育支援の充実 児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業、里親支援事業など 〔施設に入所している子どもの、退所後の自立につながるよう学習支援の充実を図ります。〕</p> <p>② 施設退所後の子どもへの自立支援の充実 児童養護施設退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム開設時補助など</p>
<p>(7) 子どもの権利の尊重と社会参加の促進</p> <p>① 子どもの権利の啓発 人権講演会、人権啓発資料作成など</p> <p>② 子どもの自主性や社会性を育む機会の充実 広島キッズシティの開催、冒険遊び場事業など</p> <p>③ 子どもに関する相談支援機能の強化 ひろしまチャイルドライン（子ども電話相談）運営に対する助成など</p>

<p>2 安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくりに取り組みます</p>
<p>(1) 子どもと親の健康づくりの推進</p> <p>① 母体や子育てに関する情報提供・相談 母子健康手帳の交付及び妊婦相談、地域子育て支援センター育児講座など</p> <p>② 切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援 母子保健コーディネーターの設置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など 〔妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく、妊産婦や家族からの相談への対応や支援のコーディネートを行うための体制づくりを進めます。支援を必要とする妊産婦等に、助産師による継続した訪問支援や、産婦人科等で産婦の心身のケアを行うサービスなどの支援策を充実します。〕</p> <p>③ 母子保健医療の充実 妊婦乳児健康診査事業、健康相談室など</p> <p>④ 小児救急医療体制の維持・確保 小児救急適正受診啓発事業、小児救急医療体制など</p> <p>⑤ 食育の推進 広島市食育推進計画の推進、食育教室、食生活相談など</p>
<p>(2) 子育て家庭に対する養育支援</p> <p>① 子育てに関する相談支援体制の充実 常設オープンスペースの設置、こんにちは赤ちゃん事業など 〔常設オープンスペースの開設を進め、親子の交流や親同士の情報交換の機会を提供するとともに、利用者のニーズに対応するよう一時預かり等の新たな機能の付加を検討します。〕</p> <p>② 父親の子育て参加の促進 パパとママの育児教室、つどいの広場事業など</p>

<p>(3) 教育・保育サービスの充実</p> <p>① 教育・保育の質の向上 保育園等職員の資質向上、認可外保育施設の指導監督及び研修など</p> <p>② 多様な教育・保育サービスの提供 保育サービス相談事業、延長保育、一時預かり（預かり保育）、病児・病後児保育など 〔子どもと保護者等が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。〕</p> <p>③ 保育園入園待機児童の解消 認可外保育施設認可化移行支援事業、民間保育園整備補助、小規模保育事業など</p> <p>④ 私立保育園・幼稚園等への支援 私立保育園の運営基盤の強化、私立幼稚園振興事業(研修費・教材教具整備費の助成)など</p>
<p>(4) 子どもの放課後等の居場所の充実</p> <p>① 放課後等の居場所の充実 放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の運営など 〔放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の受入体制の整備に取り組むとともに、大規模・過密クラスの解消、多様な就労形態に対応する入会基準の見直しなどに取り組みます。〕</p>
<p>(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減</p> <p>① 保育料、教育費の負担軽減 保育料の軽減・減免（再掲）、私立幼稚園就園奨励費補助など</p> <p>② 医療費の負担軽減 乳幼児等医療費補助、養育医療給付など</p>

<p>3 社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます</p>
<p>(1) 社会全体で子どもを育てる環境づくり</p> <p>① 子育てに対する地域社会の支援の充実 事業所内保育施設の設置の促進、男女共同参画・子育て支援資金融資制度など 〔事業所内保育の設置促進などにより、企業の仕事と子育ての両立に向けた環境整備を支援します。〕</p> <p>② 子どもと子育てに関する理解の促進 児童福祉月間、子育てハンドブックの作成など</p> <p>③ 男女共同参画に関する学習、広報・啓発活動の推進 男女共同参画情報誌の作成、小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成など</p>
<p>(2) 地域における子育て環境の充実</p> <p>① 地域での多様な交流機会の提供 地域子育て支援拠点事業、地域のオープンスペースへの支援の充実など 〔地域に出向いてオープンスペースを開設する取組を検討することにより、身近な地域での子育て環境の充実を図ります。〕</p> <p>② 子育てしやすい環境整備の推進 福祉のまちづくりの推進、交通施設のバリアフリー化の推進など</p>

<p>(3) 子育てと仕事の調和のための就労環境の整備</p> <p>① 子育てと仕事の調和のための就労環境の整備 広島市男女共同参画推進事業所表彰、事業所向け男女共同参画支援講座の実施など</p> <p>② 多様な就業ニーズを踏まえた就労支援の充実 県・市連携による委託訓練コースの設定に係る仕組みを構築するための検討など 〔地域のニーズ等を反映した職業訓練コースの設定に向けて国や県と連携を強化することにより、女性の就労を支援します。〕</p>
<p>(4) 安全・安心なまちづくり</p> <p>① 地域ぐるみで子どもの安全を守る態勢づくりの推進 子どもの安全対策推進事業、「こども 110 番の家」事業など</p> <p>② 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた取組の推進 学校での交通安全教育の推進、中・高校生に対する自転車教本の作成など</p> <p>③ 防災意識の向上に向けた取組の推進 教員等への研修会の開催、避難訓練の実施及び避難マニュアルの作成など 〔教職員等の危機管理意識の醸成を図るための研修等を行うとともに、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域の学校等においては、避難場所及び避難通路の選定や避難訓練等について専門家の助言を受けながら、避難マニュアルの作成・改訂に取り組みます。〕</p>

<p>4 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます</p>
<p>(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進</p> <p>① 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ教育の推進 「ひろしま型カリキュラム」の推進、少人数教育の推進など</p> <p>② 小学校教育との連携など就学前教育の推進 就学前教育・保育推進事業、教員の資質向上など</p> <p>③ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト、ふれあい活動推進事業など 〔家庭・地域による教育支援活動と学校による地域貢献活動の実施により教育の充実・強化を図ります。〕</p>
<p>(2) 多様な教育の推進</p> <p>① 平和教育・学習の推進 こどもたちの平和学習推進事業、小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信など</p> <p>② 環境教育の推進 学校等における環境美化教育の推進（環境ポスターの募集）、こどもエコチャレンジなど</p>
<p>(3) いじめ、不登校、非行等対策の充実</p> <p>① 相談支援機能の強化 スクールカウンセラー活用事業など 〔不登校、いじめ、暴力行為など、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決及び学校における教育相談体制の充実を図ります。〕</p> <p>② 学校・家庭・地域社会における連携の強化 ふれあい活動推進事業（再掲）、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト（再掲）など</p>

(4) 青少年の健全育成

① 健全な心身の育成

思春期保健対策事業、こころの健康相談など

② 青少年を取り巻く有害環境への対応

電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業など

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を踏まえて、「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています。

本市では、現在の利用実態等を踏まえ、以下のとおり区域を設定しました。

①教育・保育施設、地域型保育事業

事業	区域
保育の必要性なし（3～5歳）＜1号認定＞	全市
保育の必要性あり（3～5歳）＜2号認定＞	中学校区（※）
保育の必要性あり（0～2歳）＜3号認定＞	中学校区（※）

②地域子ども・子育て支援事業

事業	区域
1 時間外保育事業	中学校区（※）
2 病児保育事業	全市
3 一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	全市
4 一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）	中学校区（※）
5 利用者支援に関する事業	行政区
6 放課後児童健全育成事業	小学校区
7 子育て短期支援事業	全市
8 乳児家庭全戸訪問事業	行政区
9 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	全市
10 地域子育て支援拠点事業	行政区
11 子育て援助活動支援事業	全市
12 妊婦に対して健康診査を実施する事業	全市

※区域を現在の中学校区単位とすると、供給量に余剰が生じる校区と不足が生じる校区が多数発生することが見込まれることから、公共交通機関や主要な道路の整備状況等を考慮した上で、隣接する校区間での過不足調整が容易に行えると考えられる場合は、それらの校区をまとめて同一区域と取扱うこととしたため、区域数は全市で36か所となっている。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育の利用状況やニーズ調査（平成 25 年 9 月実施）で把握した利用希望を踏まえ、提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定します。

◆教育・保育【総括表（全市）】

（単位：人）

1号認定	区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		①必要利用定員総数 （量の見込み）		19,145	19,019	18,599	18,146
	②確保方策	特定教育・保育施設 （確認を受けない 幼稚園を含む）	19,145	19,019	18,599	18,146	17,701
2号認定	区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		①必要利用定員総数 （量の見込み）	15,412	15,311	14,973	14,609	14,250
		②確保方策	15,423	15,720	15,695	15,470	15,245
		特定教育・保育施設	15,423	15,720	15,695	15,470	15,245
3号認定	区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		①必要利用定員総数 （量の見込み）	9,874	10,172	10,495	10,827	11,165
		②確保方策	10,506	10,569	10,664	10,966	11,305
		特定教育・保育施設	10,361	10,347	10,402	10,647	10,948
		特定地域型 保育事業	145	222	262	319	357

<確保の考え方：1号認定>

必要な量の見込みに対して既存施設の定員に十分な余裕があること、必要な量は毎年減少する見込みであること、また、多くの施設が園バスを運行して広域な需要に対応していることから、現行の施設で対応可能と考えられる。

<確保の考え方：2号認定及び3号認定>

1 基本的な考え方

(1) 既存施設の効率的利用

本市の要保育児童数は、平成 28 年度をピークに以後減少すると見込まれるものの、既存の保育園等定員（確保量）が不足する提供区域にあっては保育需要に機動的に対応するため、既存施設の効率的な利用に重点を置いて方策を講じる。

(2) 既存の幼稚園・保育園による認定こども園への移行促進

(3) 既存の認可外保育施設の認可化等の促進

2 計画期間中の確保方策

定員の不足が見込まれる提供区域にあっては、提供区域ごとの不足数の規模、近隣の既存施設（幼稚園等）の有無などを踏まえ、賃借物件による既存の保育園の分園整備、既存の幼稚園・保育園の認定こども園化、既存の認可外保育施設の認可化等及び既存施設の定員変更によることを基本としながら、新規整備を含む必要な確保方策によって対応する。

なお、2号認定及び3号認定に係る定員について、その過不足が計画数と不一致を生じることが明らかに見込まれる場合においては、設定区域を越えて、2号認定と3号認定に係る定員の振替えを行うことも視野に入れて対応する。

(3) 地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び確保方策

利用状況やニーズ調査（平成 25 年 9 月実施）等で把握した利用希望を踏まえ、提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定します。

◆地域子ども・子育て支援事業【総括表（全市）】

事業名		区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
1	時間外保育事業	量の見込み	人	4,147	4,179	4,177	4,172	4,168	
		確保方策	人	4,147	4,179	4,177	4,172	4,168	
		確保の考え方	基本的には、保育園の利用調整により対応し、それが困難な場合は、定員増や未実施園での実施により必要量を確保する。						
2	病児保育事業、子育て援助活動支援事業	量の見込み	人日	18,029	18,169	18,159	18,136	18,121	
		確保方策	人日	18,029	18,169	18,159	18,136	18,121	
		病児・病後児保育事業	人日 (か所)	17,849 (12)	17,987 (13)	17,977 (14)	17,955 (14)	17,940 (14)	
		ファミリー・サポート・センター事業	人日	180	182	182	181	181	
	確保の考え方	病児・病後児保育事業は、現状で必要な定員は確保しているが、利用の集中を想定し、医療機関に敷設される保育施設を増やして対応する。ファミリー・サポート・センター事業は、提供会員を拡大して対応する。							
3	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	1号認定	量の見込み	人日	21,787	21,644	21,166	20,651	20,144
			確保方策	人日	21,787	21,644	21,166	20,651	20,144
		2号認定	量の見込み	人日	148,931	147,944	144,671	141,179	137,687
			確保方策	人日	148,931	147,944	144,671	141,179	137,687
			確保の考え方	必要量は年々減少する見込みのため、既存の幼稚園で対応可能。					
4	一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）、子育て援助活動支援事業	量の見込み	人日	46,142	45,264	44,309	43,406	42,575	
		確保方策	人日	46,142	45,264	44,309	43,406	42,575	
		一時預かり事業（保育園）	人日	32,761	32,137	31,459	30,818	30,228	
		ファミリー・サポート・センター事業	人日	13,381	13,127	12,850	12,588	12,347	
		確保の考え方	保育園の一時預かり事業は利用調整により、ファミリー・サポート・センター事業は提供会員を拡大して対応する。						
5	利用者支援に関する事業	基本型	量の見込み	か所	8	8	8	8	8
			確保方策	か所	8	8	8	8	8
		特定型	量の見込み	か所	7	7	7	7	7
			確保方策	か所	1	3	5	7	7
			確保の考え方	基本型は平成 27 年度から各区役所で実施し、特定型は地域子育て支援拠点事業(公募型)の運営主体の意向を踏まえ、順次、拡大する。					

	事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
6	放課後児童健全育成事業	量の見込み	人	7,387	7,955	8,568	8,579	8,522
		確保方策	人	7,387	7,955	8,568	8,579	8,522
		確保の考え方	公設の放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）のクラス増設や、民間で運営する放課後児童クラブに対する補助等により対応する。					
7	子育て短期支援事業	量の見込み	人日	684	703	723	744	765
		確保方策	人日	684	703	723	744	765
		確保の考え方	乳児院、児童養護施設での受入れができるよう職員の加配等の仕組みを検討する。母子生活支援施設で児童のみの預かりを行うなど、実施施設の拡大を検討する。					
8	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人日 (%)	8,375 (80.6)	8,375 (82.3)	8,375 (83.8)	8,375 (85.3)	8,375 (86.6)
		第1子訪問人数	人日	4,989	4,885	4,796	4,715	4,644
		第1子訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		第2子以降訪問人数	人日	3,386	3,490	3,579	3,660	3,731
		第2子訪問率	%	62.7	66.0	68.9	71.7	74.2
		確保方策		民生委員・児童委員 1,964 人、助産師 30 人、保健センター保健師 35 人				
9	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み	回 (世帯)	835 (33)	854 (34)	874 (35)	896 (36)	916 (36)
		確保方策	か所	13	13	13	14	14
		確保の考え方	支援回数が増に対応する養育支援訪問事業所数を確保する。					
10	地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人日	99,284	108,556	119,204	130,674	143,207
		確保方策	か所	13	14	15	16	17
		地域福祉センター等	か所	8	8	8	8	8
		公募型	か所	5	6	7	8	9
		確保の考え方	公募型常設オープンスペースについて、利用者数の増加に応じて、順次、開設を促進する。					
11	子育て援助活動支援事業（就学児）	量の見込み	人日	1,294	1,153	1,031	916	808
		確保方策	人日	1,294	1,153	1,031	916	808
		確保の考え方	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を拡大して対応する。					

	事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
12	妊婦に対して健康診査を実施する事業	量の見込み	人 (回)	11,115 (134,586)	10,909 (131,862)	10,707 (129,193)	10,508 (126,578)	10,314 (126,264)
		確保方策		実施場所：市内産婦人科医療機関 受診回数：国が定める望ましい基準の健診回数 14 回 23 週まで：4 週間に 1 回 計 4 回 24～35 週：2 週間に 1 回 計 6 回 36 週～分娩：1 週間に 1 回 計 4 回 検査項目：国が定める望ましい基準の検査項目				
		確保の考え方		国が示す望ましい基準(受診回数、検査項目)の検診について、すべての受診ができるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保する。				

5 計画の推進

(1) 推進体制

①行政の推進体制

子どもに関する施策は、保健、福祉、教育、まちづくりなど、多岐にわたることから、こども未来局が中心となって関係部局との連絡調整を緊密に行い、連携して施策を推進していきます。

さらに、他の部門計画との整合性を図り、広島県をはじめ関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組みます。

その他、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣の市町と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進します。

②関係機関相互による推進体制

「地域コミュニティの再生」こそが、地域における「子育て力」を高めていくという視点に立ち、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、子ども会、PTA、青少年健全育成連絡協議会、地域活動連絡協議会、子育て支援団体などの多様な主体が地域の中で、子どもと子育て家庭を支援する取組を推進します。

また、全市レベルでのネットワークを構築するために設置した「子ども・子育て支援推進ネットワーク会議」を活用し、子育て支援団体、経済関係団体、労働団体、行政等が相互に連携・協力を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する取組を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

子どもの保護者や事業者、学識経験者等で構成する「子ども・子育て会議（広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」に毎年度の進捗状況を報告し、評価や意見を求めるとともに、その結果をホームページ等で広く市民に公表します。また、量の見込みが著しく計画数を下回るが見込まれる場合など、計画の進捗状況に応じて、見直しを行います。